

# 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

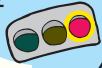
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

## 信号無視

道路交通法第7条

3ヶ月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金

信号は、  
絶対に守りましょう。



## 無灯火

道路交通法第52条第1項  
大阪府道路交通規則第10条第1号

5万円以下の罰金

夕暮れ時は、  
早めにライトを点灯しましょう。

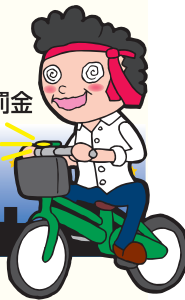


## 酒酔い運転

道路交通法第65条第1項

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒を飲んだら、  
絶対乗らないようにしましょう。



## 歩行者の通行妨害

道路交通法第63条の4第2項

2万円以下の罰金又は料料

標識等により歩道通行が  
可能な場合でも、  
歩行者の通行の迷惑に  
ならないようにしましょう。



## 二人乗り

道路交通法第57条第2項  
大阪府道路交通規則第11条

2万円以下の罰金又は料料

二人乗りはやめましょう。



## 携帯電話

大阪府道路交通規則第13条第3号

5万円以下の罰金

携帯電話でメールや話しながらの運転は  
やめましょう。

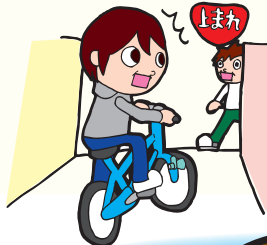


## 一時停止違反

道路交通法第43条

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

「一時停止」の標識の  
ある場所では、  
必ず止まって安全を  
確認しましょう。



## 大音量で音楽等を聴きながら 運転する行為

大阪府道路交通規則第13条第5号

5万円以下の罰金

大音量でヘッドホン等をして  
音楽等を聴きながらの運転は  
やめましょう。



# 自転車のルール違反と罰則

